

## 掲示事項 地域密着型通所介護 / 介護予防通所サービス

### 運営規程の概要

フリガナ	デイサービス オモシロソウ							サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防通所サービス												
事業所名	デイサービス おもしろ荘							事業所番号	1570203149												
所在地	〒940-0241 長岡市北荷頃34番地2							フリガナ	ナカザワ リョウ												
連絡先	電話番号	0258-51-5185						FAX番号	0258-52-3145												
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間 の休日	年末年始(12月31日～1月1日) お盆(8月13日)											
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								備考													
営業時間	平 日	8:30～17:30																			
土 曜 日	同上																				
日 曜 ・ 祝 日	同上																				
利用定員	10 名	実施単位数			1 単位																
利用料	法定代理受領分			厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)																	
	法定代理受領分以外			厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)																	
その他の費用	食費680円、おむつ代 100円/枚、利用者の希望による日常生活費(身の回り品及び教養娯楽費)実費																				
通常の事業の実施地域	長岡市(栃尾地区)																				
	備考																				

### 従業者の勤務体制

職種	員 数	
	常勤	非常勤
生活相談員	1人以上	
看護職員	1人以上	
介護職員	1人以上	
機能訓練指導員	1人以上	

### 秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

## 利用料その他の費用の額

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割～3割負担となります。

### 《地域密着型通所介護》…所要時間6時間以上7時間未満の場合

#### ・基本部分

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要介護1	(678)	6,780 円	678 円	6,780 円
要介護2	(801)	8,010 円	801 円	8,010 円
要介護3	(925)	9,250 円	925 円	9,250 円
要介護4	(1049)	10,490 円	1,049 円	10,490 円
要介護5	(1172)	11,720 円	1,172 円	11,720 円

#### ・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供時間の延長	なし			
入浴介助加算	(40)	400 円	40 円	400 円
送迎を行わない場合の減算 (片道につき)	-(47)	-470 円	-47 円	-470 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(18)	180 円	18 円	180 円
介護職員処遇改善加算 I		上記基本利用料と各種加算減算の合計に5.9%加算されます。		

### 《介護予防通所サービス》

#### ・基本部分(1月につき)

要介護度	単位	基本利用料	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援1	(1798)	17,980 円	1,798 円	17,980 円
要支援2	(3621)	36,210 円	3,621 円	36,210 円

#### ・加算及び減算

加 算 ・ 減 算	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(18)	180 円	18 円	180 円
介護職員処遇改善加算 I		上記基本利用料と各種加算減算の合計に5.9%加算されます。		

### 《地域密着型通所介護/介護予防通所サービス》

加算項目	利用者負担金
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	基本利用料の70%

## 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

## 事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 苦情処理の体制

…別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

## 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		